

令和 3 年度各種助成金等
要綱及び申請書様式等（後編）

（公社）沖縄県トラック協会

■沖縄県トラック協会助成事業一覧	1
(1 1) 初任運転者等研修助成金	
(1 2) 中小企業大学校講座受講促進助成金	2 ～ 7
(1 3) 自動車運転免許取得助成金	8 ～ 1 4
(1 4) 信用保証料助成金	1 5 ～ 1 8
(1 5) 環境対応車導入促進助成金	1 9 ～ 2 2
(1 6) EMS 機器導入促進助成金	2 3 ～ 3 1
(1 7) 環境対応車導入促進助成金（沖ト協単独）	3 2 ～ 3 3
(1 8) アイドリングストップ支援機器導入促進助成金	3 4 ～ 3 8
(1 9) 血圧計導入促進助成金	3 9 ～ 4 7
(2 0) インターンシップ導入促進支援事業助成金	4 8 ～ 5 6

令和 3 年 6 月

(公社)沖縄県トラック協会助成事業一覧

作成: 令和3年4月1日

当協会では、交付金等による各種助成事業を実施しておりますので、ご活用下さい。

助成事業名	助成金の概要	変更内容	助成金額(沖ト協会員)	
			全ト協	沖ト協
11 初任運転者等研修助成金	運転者が遵守すべき事項に関する知識や運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得することを目的とする。		設定無し。	■年4回実施し、研修費用は全額沖ト協が負担する。
12 中小企業大学校講座受講促進助成金	国の人材養成機関である中小企業大学校で行う指定講座の受講料の一部並びに交通費の実費分の半額を助成		・受講料…受講料の3分の1	・受講料…受講料の3分の1 ・研修施設迄の交通費 ……実費分の半額
13 自動車運転免許取得助成金	雇用対策、若手ドライバーの人材確保及び育成のために大型免許、中型免許、準中型免許、けん引免許を取得させる事業者を取得費用を助成		○助成金交付要件 ①令和2年4月1日以降に採用 ②平成元年6月2日以降生まれ ③令和2年4月1日以降に準中型免許取得 ・準中型免許取得 40,000円 ・限定解除 25,000円	■1事業者あたり1回まで ・大型免許… 30,000円 ・中型免許… 20,000円 ・準中型免許… 20,000円 ・けん引免許… 20,000円
14 信用保証料助成金	沖縄県の「中小企業セーフティーネット資金」制度にかかる補償及び国が定めるセーフティーネット保証を得る場合信用保証料の一部助成		・上限………50,000円	・上限………50,000円
15 環境対応車導入促進助成金	助成対象車両は車両総重量2.5t超の天然ガス自動車、ハイブリッド自動車及び天然ガス自動車とする。 ・CNG車新車導入 (通常車両価格との差額の1/6) ・ハイブリッド車新車導入 (通常車両価格との差額の1/8) ・使用過程車をCNG車に改造	車両総重量25トンクラスのハイブリッド自動車を追加(全ト協)	・天然ガス自動車新車導入 2t………122,000円 4t………459,000円 ・ハイブリッド車新車導入 2t……… 97,000円 4t………335,000円 大型車(車両総重量25tクラス)30万円定額 ・天然ガス車に改造・100,000円	■1事業者あたり3台まで ・天然ガス自動車新車導入 2t………121,000円 4t………458,000円 ・ハイブリッド車新車導入 2t……… 96,000円 4t………335,000円 ・天然ガス車に改造・100,000円
16 EMS機器導入促進助成金	エコドライブ管理システム(EMS)の普及を図るためEMSを導入する事業者に対して助成金を交付する。		設定無し。	■1事業者あたり20機器まで ■1機器あたり…10,000円
17 環境対応車導入促進助成金(沖ト協単独)	国の排出ガス規制であるポスト新長期規制以降の排ガス基準に適合している車両であり、年度内に新規登録したディーゼル車であること。		設定無し。	■1事業者3台までとする。 ■6月1日から実施する。 ・車両総重量8トン未満 25,000円/1台 ・車両総重量8トン以上 50,000円/1台
18 アイドリングストップ支援機器導入助成金	アイドリングストップ支援機器を新たに導入した事業者に対して助成金を交付する。		・エアヒータ ・車載バッテリー式冷房装置 導入価格の2分の1以内 上限 60,000円	設定無し。
19 血圧計導入促進助成金	過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の原因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、血圧計の普及を図るため、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計の導入について助成金を交付する。		取得価格の1/2(上限5万円)	設定無し。
20 インターンシップ導入促進支援事業助成金	全ト協の開設したインターンシップ登録サイトに登録した後、高等学校以上の教育機関からインターンシップを受入れた場合に助成する。		■助成額 ・受入れ期間3日間…9万円 ・受入れ期間4日間…11万円 ・受入れ期間5日間以上…13万円	設定無し。

※実施期間は、令和3年4月1日～令和4年1月31日迄とする。(定期健康診断受診費助成は令和3年12月末日迄とする。)

但し、上記にかかわらず、各助成金について予算額に達した場合はその時点で申請受付を終了させていただきます。(詳細は要項参照)

中小企業大学校講座受講促進助成制度実施要綱

平成24年6月29日制定

平成25年5月30日一部改正

平成30年4月25日一部改正

令和2年4月28日一部改正

公益社団法人 沖縄県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）の経営者・管理者が中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図ることを目的とする。

(受講対象者)

第2条 運送事業者であり、且つ、法定中小企業者（資本金3億円以下又は常備従業員300人以下）の経営者、後継者及び管理者（以下「経営者等」という。）とする。

(対象校)

第3条 国の人材養成機関である中小企業大学校9校及び金沢キャンパス、四国キャンパス、WEBeeCampus（Web講座）を対象とする。

最寄校での受講を原則とするが、希望する講座名・受講期間等により最寄校以外での受講も妨げない。

学校名	郵便番号	所在地	電話
旭川校	078-8555	北海道旭川市緑ヶ丘東3条2-2-1	0166-65-1200
仙台校	989-3126	宮城県仙台市青葉区落合4-2-5	022-392-8811
三条校	955-0025	新潟県三条市上野原570	0256-38-0770
東京校	207-8515	東京都東大和市桜ヶ丘2-137-5	042-565-1192
瀬戸校	489-0001	愛知県瀬戸市川平町79	0561-48-3400
関西校	679-2282	兵庫県神埼郡福崎町高岡	0790-22-5931
広島校	733-0834	広島県広島市西区草津新町1-21-5	082-278-4955
直方校	822-0005	福岡県直方市永満寺1463-2	0949-28-1144
人吉校	868-0021	熊本県人吉市鬼木町梢山1769-1	0966-23-6800

※上記9校のほか、金沢キャンパス、四国キャンパス、WEBeeCampusも対象とする。

※金沢キャンパス、四国キャンパスは、特定の校舎を持たず、北陸、四国各県の会議施設等で開講されるもの。

(対象講座)

第4条 対象となる講座は、中小企業大学校の各校（金沢キャンパス、四国キャンパス、WEBeeCampus含む）が定める講座であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材教育、総務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーに能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業に関する講座

(受講定員)

第5条 受講者総数は予算の範囲内とし、1事業者からの複数の申込みも妨げない。

(受講の届け出・承認)

第6条 受講を希望する運送事業者は、事前に様式1の「受講届出書」をFAXにて公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）へ提出する。

2 沖ト協は、前項の届け出があったときは、予算の範囲内であることを確認の上で速やかに運送事業者の様式2の「受講承認書」を通知する。

(大学校への申込み)

第7条 受講を希望する運送事業者は、沖ト協からの受講の承認があった後、受講しようとしている学校に対して、受講申込みの手続きを行うものとする。なお、同時に受講料を納入することになっている学校については、所定の受講料（全額）を直接納入する。

2 受講申し込みをした学校から受け入れ通知があった場合に受講することができる。

3 受講料は、所定の額（全額）を運送事業者が直接、当該校に納入する。

(受講終了後の手続き)

第8条 運送事業者は、受講が終了し、受講料全額を支払った後、様式3の「受講修了通知書」と、中小企業大学校が発行する「受講修了証書」（写し）及び「振込金受取書」等（写し）を添付し、沖ト協に提出する。

2 受講修了通知書の締め切りは、当該年度1月末日までに沖ト協必着とする。ただし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(交通費の助成)

第9条 助成の対象となる交通費は、沖縄県外で実施される講座を受けようとする経営者等の所属する事業所又は自宅から当該対象校までの間のバス、鉄道又は航空等の公共交通機関の往復運賃で実費分を基準に、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）は、半額、沖ト協に所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）は、1割、助成する。

(受講料の助成)

第10条 受講料については、会員事業者は、沖ト協・公益社団法人全日本トラック協会が、各々3分の1の割合で助成し、非会員事業者は、沖ト協が15分の1、助成する。

2 前項の運送事業者の負担額は、百円未満は切り上げとする。

(助成金額の支払い)

第11条 沖ト協は、運送事業者から受講修了通知書の提出があったときは、精査のうえ、年度末までに所定の助成金額を支払う。

(受講申し込み後の変更又は中止)

第12条 運送事業者は、沖ト協から受講承認を得た後、申込み事項を変更又は受講を中止した場合は、その旨、速やかに沖ト協あて届け出る。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則（平成24年6月29日）

第1条 本要綱は平成24年4月1日より適用する。

附則（平成25年5月30日）

第1条 本要綱は平成25年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱（平成24年6月29日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成30年4月25日）

第2条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

附則（令和2年4月28日）

第2条 本要綱は令和2年4月1日より適用する。

受講届出書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者

住所

名称又は事業所名

代表者名

電話番号

担当者名

印

「中小企業大学校講座受講促進制度実施要綱」第6条の規定に基づき、下記のとおり受講したいのでお届けします。

記

1. 学校名 中小企業大学校 _____ 校
2. 受講期間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日～
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
3. 講座名 _____
4. 受講者氏名（年齢） _____ （ _____ 歳）
5. 所属部課名・役職名 _____

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会

会 長 佐次田 朗 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

法人番号

電話番号

受講修了通知書

令和 年 月 日に受講を承認いただいた下記の者について、中小企業大学校の所定の講座の受講を修了しました。つきましては、「令和3年度中小企業大学校講座受講促進助成制度実施要綱」第9条の規定に基づき通知いたします。

記

1. 学校名 中小企業大学校 校
2. 受講期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
3. 講 座 名
4. 受講者氏名（年齢） (歳)
5. 所属部署名・役職名
6. 対象講座受講料 _____ 円
7. トラック協会以外から受けた（る）助成金額 _____ 円

※ 添付書類 ・ 受講修了証書の写し ・ 振込金受取書等の写し

【助成金入金口座】

金融機関・支店名 _____

預金種別・口座番号 普通・当座 _____

口座名義 _____

中小企業大学校講座受講促進助成制度交通費助成申請

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

住所
 名称又は事業所名
 代表者名
 電話番号
 担当者名

下記のとおり中小企業大学校講座受講分の交通費助成申請を致します。

記

参加者名					
日程等	研修コード		令和 年 月 日 ~ 月 日 (日間)		
交通費	駅 ~	駅	(バス・鉄道・航空)		円 (片道)
	駅 ~	駅	(バス・鉄道・航空)		円 (片道)
	駅 ~	駅	(バス・鉄道・航空)		円 (片道)
	駅 ~	駅	(バス・鉄道・航空)		円 (片道)
	駅 ~	駅	(バス・鉄道・航空)		円 (片道)
	駅 ~	駅	(バス・鉄道・航空)		円 (片道)
	駅 ~	駅	(バス・鉄道・航空)		円 (片道)
	駅 ~	駅	(バス・鉄道・航空)		円 (片道)
合計					円

※各交通機関の領収書(写)又は明細等を添付すること。

振込先銀行口座

銀行名	
支店名	
預金	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義	フリガナ

自動車運転免許取得助成金交付要綱

平成 24 年 6 月 29 日制定

平成 25 年 5 月 30 日一部改正

平成 27 年 4 月 30 日一部改正

平成 28 年 4 月 27 日一部改正

平成 29 年 4 月 27 日一部改正

平成 30 年 4 月 25 日一部改正

公益社団法人沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、雇用対策の一環として、若手ドライバーの人材確保・育成のために、従業員に大型免許、中型免許（限定解除含む）、準中型免許（限定解除含む）、けん引免許を取得させる貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(対象運転免許)

第 2 条 助成の対象となる免許の種類は次に掲げるものとする。

(1) 大型免許：車両総重量 11 トン以上の自動車を運転できる免許

(2) 中型免許：車両総重量 7.5 トン以上 11 トン未満の自動車を運転できる免許

(3) 準中型免許：車両総重量 3.5 トン以上 7.5 トン未満の自動車を運転できる免許

(4) けん引免許：車両総重量が 750 kg を超える車を牽引する場合に必要な運転免許

(助成対象)

第 3 条 運送事業者の従業員が前条に掲げる免許を当該年度 4 月 1 日から 1 月末日の間に取得し、資格取得に要した全額費用を運送事業者が支払った場合（消費税を除く）、その一部について助成を行うものとする。

(助成金の対象範囲及び助成金額)

第 4 条 1 運送事業者に助成する交付は、1 回分を限度とする。

2 助成金の交付額は、当該年度に新たに第 2 条のいずれかの免許を取得した場合、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）は、大型免許取得については 30,000 円、中型免許（限定解除含む）、準中型免許（限定解除含む）、けん引免許取得については 20,000 円とし、沖ト協に所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）は、大型免許取得については 6,000 円、中型免許（限定解除含む）、準中型免許（限定解除含む）、けん引免許取得につき 4,000 円とする。複数の種類の免許を同時に取得した場合は、助成額の高い方に準ずる。

3 準中型免許取得については、別途全日本トラック協会が実施する「準中型免許取得助成事業実施要項」等に基づき、助成金を交付する。

(実績報告及び助成金の請求)

第 5 条 運送事業者は、従業員が免許取得したときは、第 6 条の期日までに、様式 1 「自動車運転免許取得助成金実績報告書(兼)請求書」（以下「請求書」という。）、免許証（取得後）

の写し、健康保険被保険者証の写し、または雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し、並びに教習所等への費用支払い領収書等の写しを沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付請求期限)

第6条 前条の助成金交付請求期限は免許取得した日の属する会計年度の1月末日までとする。

ただし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第7条 沖ト協は、第5条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第8条 運送事業者は、助成金交付後に虚偽の事実が判明した場合及び、当該免許取得者が免許取得後1年以内に退職した場合には、速やかに沖ト協に報告し、助成金を返還しなければならない。

(報告)

第9条 沖ト協は、この要綱に定める助成制度に関して、運送事業者に必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則（平成24年6月29日）

第1条 本要綱は平成24年9月29日より適用する。

附則（平成25年5月30日）

第1条 本要綱は平成25年4月11日より適用する。

第2条 改正前の要綱（平成24年6月29日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成27年4月30日）

第1条 本要綱は平成27年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱（平成24年6月29日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成28年4月27日）

第1条 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

附則（平成29年4月27日）

第1条 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

附則（平成30年4月25日）

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

準中型免許取得助成金交付要綱

平成29年3月24日 制定

平成30年3月14日 改正

平成31年3月25日 改正

令和 2年3月11日 改正

令和 3年4月 1日 改正

公益社団法人 全日本トラック協会

(事業趣旨)

第1条 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、少子高齢化に対応した若年労働者を確保するため、都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）を通じて、地ト協会員事業者（以下「事業者」という。）が運転者として採用した高等学校新卒者等の若年者の準中型免許取得に対する支援を行う。

(助成対象)

第2条 助成の対象となる経費は、次に掲げる準中型免許の取得のために指定自動車教習所等で要する費用とする。

(1) 準中型免許の取得（以下「準中取得」という。）

(2) 5トン限定準中型免許の限定解除（以下「限定解除」という。）

(助成額)

第3条 助成金は、事業者が別に定める要件を満たす従業員に準中取得もしくは限定解除に係る費用を負担した場合に、準中取得は4万円、限定解除は2万5千円を上限として交付する。

2 1事業者あたりの助成額の上限を20万円とする。ただし、国、地方自治体及びその他団体等が実施する助成制度等により助成金が交付されている場合、全ト協は助成金を交付しない。

3 従業員が個人で負担した費用については、全ト協は助成金を交付しない。

4 全ト協と地方ト協の助成金の合計が事業者の負担額を上回る場合は、全ト協の助成額を減額する。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 助成金の交付を受けようとする地方ト協は、別に定める期日までに様式1「準中型免許取得助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）を全ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第5条 全ト協は、前条に基づき実績報告及び助成金の請求があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、地方ト協に対して助成金を交付する。

2 地方ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

(助成金の返還)

第6条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(実施要綱等の提出)

第7条 地方ト協は本事業に係る実施要綱等を定め、あらかじめ全ト協会長に提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成29年3月24日)

第1条 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

(附則) (平成30年3月14日)

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

(附則) (平成31年3月25日)

第1条 本要綱は平成31年4月1日より適用する。

(附則) (令和2年3月11日)

第1条 本要綱は令和2年4月1日より適用する。

(附則) (令和3年4月1日)

第1条 本要綱は令和3年4月1日より適用する。

準中型免許取得助成事業における助成金交付要件（第3条関係）

下記①～④のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象とする。

- ① 当該事業者が、令和2年4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- ② 当該運転者は、平成元年6月2日以降の生まれであること。
- ③ 当該運転者が、令和2年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して準中型免許を取得していること。
- ④ 当該運転者が、助成金申請時に当該事業者にて在籍し、運転者として従事していること。

以 上

自動車運転免許取得助成金実績報告書（兼）請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者

住所

名称又は事業所名

代表者名

印

電話番号

担当者名

自動車運転免許取得助成金交付要綱第5条に基づき、自動車運転免許取得助成金の交付について、下記の通り請求します。

請求額 円

1. 内訳

① 免許取得者氏名

② 免許種類

大型・中型・準中型・けん引

③ 取得年月日

年 月 日

④ 取得費用（税抜）

2. 添付資料

① 取得後（新）免許証（写）

② 健康保険被保険者証（写）または雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）

③ 領収書（写）

3. 振込先銀行口座

銀行名	
支店名	
預金	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義	フリガナ

（注） 沖ト協に提出してください。

準中型免許取得助成申請書

_____トラック協会会長 殿		申請年月日		年	月	日
事業者名	印	法人番号				
支店名・営業所名						
会社所在地	〒 —					
電話・FAX番号	電話	()	FAX	()		
申請責任者	役職	氏名				
準中型免許取得者	ふりがな					
	氏名					
	生年月日	年	月	日生	年齢	歳
	採用年月日	年	月	日		
	取得内容 (いずれかに○)	準中取得・5トン限定解除				
準中型免許取得年月日 (限定解除の場合は解除した日)		年 月 日				
指定教習所等名称						
取得費用		円				
助成金申請額		円				
振込先 金融機関	金融機関名	銀行 支店				
	ふりがな 口座名義					
	口座番号	普通・当座				
添付書類	1. 指定自動車教習所等に支払った費用の領収証の写し 2. 従業員として雇用していることを確認するもの (健康保険証の写し・雇用保険被保険者証の写し・その他:) 3. 運転免許証の写し 4. 運転者として従事していることを確認するもの(いずれかで可) (運転日報・点呼簿・運転者台帳・賃金台帳の写し・その他:)					

※ 下記の同意内容を確認の上、口欄にチェック(☑)をご記入ください。

- ☐ 上記免許取得者の本助成事業の申請にあたり、国、地方自治体及びその他団体等が実施する助成制度等の申請・受領はしていません。

信用保証料助成金交付要綱

平成 20 年 3 月 4 日制定

(省略)

平成 29 年 4 月 27 日一部改正

平成 30 年 4 月 25 日一部改正

公益社団法人沖縄県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）の会員事業者が、沖縄県等の原油・原材料価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的とした沖縄県等が定めるセーフティネット制度融資にかかる信用保証協会保証、国が定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」）の認定を受けた融資に係る信用保証協会保証、又は国が定める「災害関係保証」（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条」）及び「東日本大震災復興緊急保証」（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条」に規定する保証）を受けた融資にかかる信用保証協会保証を得る場合、信用保証協会に支払う保証料の一部を協会から助成することとし、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「金融機関」とは、沖縄県の原油・原材料価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資を取り扱う金融機関、国が定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」）の認定を受けた融資を取り扱う金融機関、国が定める「災害関係保証」（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条」）及び「東日本大震災復興緊急保証」（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条」に規定する保証）を受けた融資を取り扱う金融機関をいう。
- (2) 「融資」とは、会員事業者が前項で定める金融機関から受ける〇〇都道府県の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資、国の定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」）融資、または「激甚災害」として指定された「東日本大震災」に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資等をいう。
- (3) 「激甚災害」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき指定された災害をいう。
- (4) 「保証料」とは、信用保証協会の定めるところにより算定され、会員事業者から信用保証協会に支払われた信用保証料をいう。

(事業期間)

第3条 本要綱に定める助成事業期間は、当該会計年度の1月末日まで（ただし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日まで）の保証料の支払いに対する事業とする。

(助成金の金額)

第4条 助成金額は、会員事業者が金融機関から融資を受けるために信用保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の2分の1の額とする。

ただし、その額が10万円を超えるときは10万円（公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）5万円、沖ト協5万円）を限度とするが、限度額に達するまで再助成することができる。

（助成金の交付申請）

第5条

- （1）会員事業者は信用保証協会に保証料の支払いを行った場合には、当該保証料の2分の1（その額が10万円を超えるときは10万円、全ト協5万円、沖ト協5万円）を協会に申請することができる。
- （2）前項の申請は別紙様式の「信用保証協会保証料助成申請書」により行うものとする。その際信用保証料計算書となる「信用保証決定のお知らせ（お客様用）および「セーフティーネット保証に係る認定書」（セーフティーネット保証の場合）の写しなどを添付しなければならない。
- （3）助成金の交付申請は随時行うことができる。ただし、最終申請期限は当該会計年度の1月末日までとし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

（助成金交付）

第6条 沖ト協は前条による助成金の交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定して会員事業者に交付するものとする。

（助成金の返納）

第7条

- （1）当該助成金の交付を受けた会員事業者は融資の繰上償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に沖ト協にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。
- （2）沖ト協は会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

（報告の義務）

第8条 助成金の交付を受ける会員事業者は、沖ト協が必要と認める場合には、所定の報告を行わなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

（附則）

この要綱は平成26年4月1日から施行し、同日以降の保証料支払い分から適用する。
ただし、平成26年1月以降の借入に対する保証料についても審査のうえ助成する。

（附則）

この要綱は平成27年4月1日から施行し、同日以降の保証料支払い分から適用する。
ただし、平成27年1月以降の借入に対する保証料についても審査のうえ助成する。

（附則）

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

（附則）

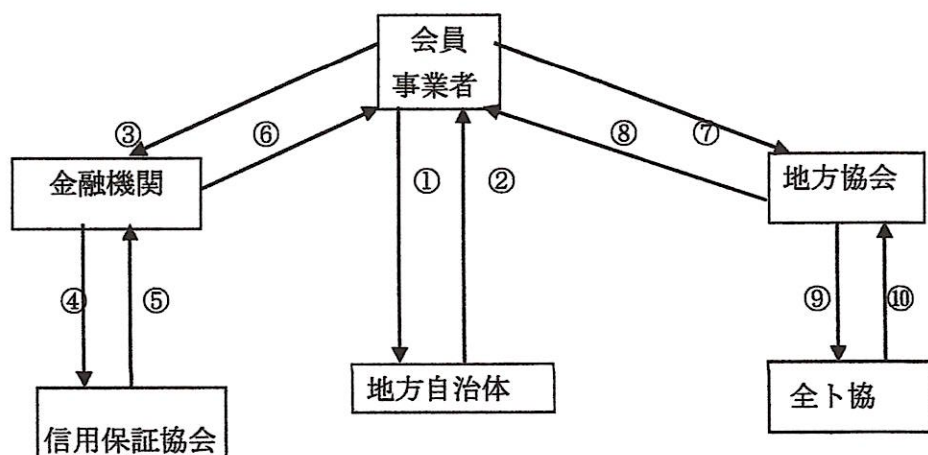
この要綱は平成29年4月1日から施行する。

（附則）

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

信用保証料助成事業に対する全ト協助成スキーム

公益社団法人 全日本トラック協会



(フロー)

- ① 会員事業者が地方自治体にセーフティーネット制度融資、国のセーフティーネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～8号）認定または「激甚災害」として指定された「東日本大震災」に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティーネット制度融資等を申請。（認定不要型制度融資の場合の手続きは地方自治体の定めによる。）
- ② 地方自治体は上記①に係る認定書を発行。
- ③ 会員事業者が金融機関へ借入申込み。
- ④ 金融機関から信用保証協会へ書類提出。
- ⑤ 信用保証協会は金融機関へ信用保証書を発行。
- ⑥ 金融機関は融資実行時「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」を会員事業者へ送付。
- ⑦ 会員事業者は地方協会へ信用保証料助成を申請。
- ⑧ 地方協会から会員事業者へ助成金を振込。
- ⑨ 地方協会から全ト協宛て助成金交付を申請。
- ⑩ 全ト協から地方協会宛て助成金を振込。

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

住 所

企 業 名

代 表 者

信用保証協会保証料助成申請書

当社(私)は、信用保証協会の保証により融資を受けましたが、保証に伴う保証料の2分の1の額(限度額10万円)について貴協会の助成を受けたく、「信用保証料計算書(写)」を添えて下記の通り申請します。

なお、公的機関等から助成がある場合には、その額を差引いた金額について申請します。

また、都合により保証料の還付を受けた場合には、速やかに助成金を返還いたします。

助成申請額 金 円

1. 申請明細

項 目	記 入 欄	備 考
保証金額(借入金額)	円	
資金使途	運 転 ・ 設 備 (○をする)	
保証制度		
セーフティネット保証(5号認定)	有 ・ 無 (○をする)	
保証料率	%	
借入金融機関/支店	/ 支 店	
借入日	令和 年 月 日	
保証料額	円	
助成申請額(注)	円	

(注) ① 保証料総額(借入時の額)の2分の1の額、又は10万円以内、円未満切り捨て。

② 1回の申請額が10万円を超える場合は、限度額の10万円を記入。

③ 本申請該当額と既助成額を加算した額が10万円超となる場合には、10万円から既助成額を差し引いた額を申請額とする。
その場合、備考に「再申請」と明記のこと。

2. 振込先銀行口座

銀 行 名	
支 店 名	
預 金	普通預金 ・ 当座預金
口 座 番 号	
口 座 名 義	フリガナ

環境対応車導入促進助成金交付要綱

平成16年3月8日制定
(省略)

平成29年4月27日一部改正

平成31年4月23日一部改正

令和3年4月28日一部改正

公益社団法人沖縄県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）が貨物自動車運送事業の用に供する環境対応車の普及を促進するための、環境対応車導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「環境対応車」とは、国土交通省の「自動車環境総合改善対策費補助金（以下「国の補助金」という。）交付要綱」の定義に該当するもののうち、全ト協が別に定める助成対象車両に該当する自動車とする。
- (2) 「事業者」とは、環境対応車を「リース」又は「購入」により導入し、かつ、使用するトラック運送事業者をいう。
- (3) 「リース事業者」とは、以下の条件を見たる者をいう。
 - ア 前号に定める「事業者」に貸与するために環境対応車を購入すること。
 - イ 月額リース料金への助成金相当分の反映もしくは助成金全額の還付により貸渡し先に対して確実に還元すること。
- (4) 「買取り」とは、一括もしくは割賦による「環境対応車」の購入をいう。
- (5) 「事業完了日」とは、新車の場合は新規登録の、使用過程にあるディーゼル車からの改造の場合は構造等変更検査の日付をいう。

(助成の対象事業)

第3条 沖ト協は、事業者又はリース事業者（以下「助成対象事業者」という。）が環境対応車導入に対する助成事業を活用する場合、その助成の一部に充てるための助成金を、予算の範囲内で交付する。

- 2 沖ト協は、前項の助成を行うため、国、地方公共団体、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）等の公的な助成制度を積極的に活用する。

(助成金の交付額)

第4条 前条第1項の助成金の交付額は、別表に示すとおりとする。ただし、地方公共団体等による補助があるときは、助成額を変えることができる。

- 2 消費税は助成の対象外とする。

(車両の登録)

第5条 助成金の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の別に定める期日までに登録を完了するものでなければならない。

- 2 前項の登録は初度登録でなければならない。ただし、使用過程にあるディーゼル車からの改造にあたってはその限りではない。

(交付申請)

第6条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、環境対応車導入促進助成金交付申請書を、別に定める期日までに、沖ト協に提出しなければならない。

- 2 前項の申請に必要な添付書類は別に定める。

(交付決定)

第7条 沖ト協は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、環境対応車導入促進助成金交付決定通知書により当該助成対象事業者に通知する。

- 2 沖ト協は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(導入実績報告及び助成金の請求)

第8条 事業者は、環境対応車導入事業が完了したときは、完了した日から1か月以内に、リースによる導入のときは、環境対応車導入促進助成事業実績報告書（リース）を、購入による導入のときは、環境対応車導入促進助成事業実績報告書（購入）を沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 沖ト協は、前条の環境対応車導入促進助成事業実績報告書（リース又は購入）の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該車両がリースによる導入の場合は運送事業者のリース契約先に対して、購入による導入の場合は運送事業者に対して、それぞれ助成金を交付する。

(申請内容の変更・取下げ)

第10条 交付決定後、申請内容を変更するときは、事業者は、環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書を沖ト協に提出しなければならない。

- 2 交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、事業者は、速やかに環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書を沖ト協に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第11条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

- 2 事業者又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、沖ト協は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

但し、当該車両が事業完了日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生した場合及び天災又は事故の責に帰さない事由による火災等により復旧が不可能であると判断した場合についてはこの限りではない。

- (1) 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づ

く処分に違反したとき。

(2) 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。

(3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

(4) 助成対象事業者が当協会を脱会したとき。

3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、沖ト協は、事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

4 事業者は、第2項に掲げる各号に該当する事実が明らかになった時点で、その内容を遅滞なく沖ト協に報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 事業者は、交付対象となった車両が事業完了日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、売却、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ沖ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(1) 最大積載量2トン以下の事業用トラック 3年

(2) 最大積載量2トン超の事業用トラック 4年

(報告)

第13条 沖ト協は、第3条第1項の助成等に関して、必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成16年3月8日)

第1条 本要綱は平成16年4月1日より適用する。

(省略)

(附則) (平成28年4月1日)

第1条 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱（平成27年4月30日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則) (平成29年4月27日)

第1条 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

(附則) (平成31年4月23日)

第1条 本要綱は平成31年4月1日より適用する。

令和3年度 環境対応車助成額等一覧

I. 国の補助金を併用することを条件とするもの

◎天然ガス自動車（新車）

価格差^{注1}の1/6

（単位＝円）

最大積載量	価格差	国土交通省		全ト協	地ト協	計
2トンクラス	730,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	243,000	122,000	121,000	486,000
		経年車の廃車を 伴う新車導入 (価格差の1/3)				
4トンクラス	2,750,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	916,000	459,000	458,000	1,833,000
		経年車の廃車を 伴う新車導入 (価格差の1/3)				

※最大積載量 5トンかつ車両総重量 8トン以上の改造車両については、国の補助対象外。

※バイオ燃料車の助成額は、定額50,000円とする。

◎ハイブリッド自動車（新車）

価格差^{注1}の1/8

（単位＝円）

最大積載量	価格差	国土交通省		全ト協	地ト協	計
2トンクラス	770,000	新車導入のみ (価格差の1/3) 経年車の廃車を 伴う新車導入 (価格差の1/3)	256,000	97,000	96,000	449,000
4トンクラス	2,680,000	新車導入のみ (価格差の1/3) 経年車の廃車を 伴う新車導入 (価格差の1/3)	893,000	335,000	335,000	1,563,000

※最大積載量 2トンかつ車両総重量 4トン以下の車両については、国の補助対象外。

◎天然ガス自動車（使用過程車改造）

定額助成

（単位＝円）

最大積載量	改造費 注2	国土交通省		全ト協	地ト協	計
2トンクラス	730,000	改造費の1/3	243,000	100,000	100,000	443,000
4トンクラス	2,750,000	改造費の1/3	916,000			1,116,000

注1：国の定める「通常車両価格との差額」

注2：国の定める「使用過程におけるディーゼル車のCNGトラックへの改造事業における、改造に要する経費」

※地方トラック協会の助成額は、全ト協に準じて行う場合の助成例とする。詳細は地方トラック協会に確認すること。

※いずれも、消費税及び地方消費税は助成の対象外とする。

※地方自治体の補助がある場合、地方トラック協会または地方トラック協会と全日本トラック協会のそれぞれの助成額から減額することができる。

II. 国の補助金を併用することを条件としないもの

◎天然ガス自動車（新車）

定額助成 （単位＝円）

車両総重量	全ト協
2 5トンクラス	1,000,000

◎ハイブリッド自動車（新車）

定額助成 （単位＝円）

車両総重量	全ト協
2 5トンクラス	300,000

EMS 機器導入促進助成金交付要綱

平成 18 年 4 月 24 日制定

(省略)

平成 28 年 4 月 27 日一部改正

平成 30 年 4 月 25 日一部改正

公益社団法人 沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、エコドライブを計画的かつ継続的に実施し、その運行状況について客観的評価や指導を一体的に行うエコドライブ管理システム（以下「EMS」という。）の普及を図るため、EMS 機器（以下「機器」という。）を導入する貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(対象機器)

第 2 条 助成の対象となる機器等は、エコドライブの実践に効果のある EMS 用車載器で別紙 1 に示すものとする。

(交付額)

第 3 条 1 運送事業者に助成する交付額は、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）は、20 機器導入分を限度とし、沖ト協に所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）は、4 機器導入分を限度とする。

2 助成金の交付額は、当該年度に新たに第 2 条の機器を車両に装着した場合、会員事業者は、1 機器あたり 10,000 円を交付し、非会員事業者は、1 機器あたり 1,000 円とする。

ただし、国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。

3 当該機器が前条及び「ドライブレコーダ機器等導入促進助成金交付要綱」のいずれの基準にも該当する場合は、前項による助成金は交付しない。

(実績報告及び助成金の請求)

第 4 条 運送事業者は、機器装着が完了したときは、対象機器の基準に応じて第 5 条の期日までに、様式 1「EMS 機器導入促進助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）、様式 2「EMS 機器導入内訳書」、装着したことが確認できる書面（領収証又はリース契約書等）の写し、装着した車両の自動車検査証の写し、並びに国の補助金交付申請を行わない旨の誓約書を沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付請求期限)

第 5 条 前条の助成金交付請求期限は装着した日の属する会計年度の 1 月末日までとする。ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第 6 条 沖ト協は、第 4 条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(機器の処分制限)

第7条 運送事業者は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、あらかじめ沖ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2 運送事業者は前項による処分が行われたときは、沖ト協へ報告しなければならない。

(導入効果等の報告)

第8条 助成金の交付を受ける運送事業者は、別に定める調査票に基づき、機器導入の効果等を沖ト協に報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則（平成18年4月24日）

第1条 本要綱は平成18年4月1日より適用する。

(省略)

附則（平成28年4月27日）

第1条 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱（平成25年5月30日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成30年4月25日）

第2条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

令和3年度対象機器一覧(EMS機器)

令和3年4月1日現在

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ型式 指定番号	備考
ITSグリッド	スマートロジ	PSL-0101		
あきば商会	タコドラ	MAS-A1	自TDⅡ-28	
		MAS-A1DR	自TDⅡ-28	
アポロ技研	AdaptEco	AD-E1		
いすゞ自動車	MIMAMORIコントローラー	17MDU	自TDⅡ-44	※ドラレコとのセットは、 アイ・シー・エル製 「IDR-1200M」と連動要
NECソフト	Drive Manager V2	FV7100B4N		R1.8月廃止
NPシステム開発	e-Tacho	NET-300	自TDⅡ-41	
		NET-380	自TDⅡ-48	
		NET-500	自TDⅡ-45	
		NET-580	自TDⅡ-49	
		NET-580N	自TDⅡ-95	R2.11月追加
		NET-780	自TDⅡ-75	
エムモビリティ	SKYEYEDMS	RYK-CC201	自TDⅡ-67	※別途通信契約要
テクノホライゾン ファインフィットデ ザインカンパニー	デジタルタコグラフGFIT	FD-1000	自TDⅡ-39	R3.4月メーカー名変更(中 日諏訪オプト電子ファイン フィットデザインカンパニー ⇒テクノホライゾンファイン フィットデザインカンパ ニー)による仕様変更
	デジタルタコグラフGFITX	FD-2000	自TDⅡ-89	R3.4月メーカー名変更(中 日諏訪オプト電子ファイン フィットデザインカンパニー ⇒テクノホライゾンファイン フィットデザインカンパ ニー)による仕様変更
沖電気工業	エコボジ	NDC-1000		
クラリオン	ドライブレコーダー	CF-2500A-A	自TDⅡ-20	
光英システム	車載端末機	K-220		
		K-250		
		KD-250	自TDⅡ-14	
システック	ロジこんぱす	EDUT-1000U		
CENTLESS	デジタルタコグラフ	DUKS-C01	自TDⅡ-81	R2.12月仕様変更
	らくらく日報デジタルタコグラフ	DUKS-C01.5	自TDⅡ-82	R2.12月仕様変更
ダックス	デジタルタコグラフ	DUKS-C01	自TDⅡ-81	R2.12月仕様変更 メーカー名をダックスから CENTLESSに変更
	らくらく日報デジタルタコグラフ	DUKS-C01.5	自TDⅡ-82	R2.9月追加、 R2.12月仕様変更、 メーカー名をダックスから CENTLESSに変更
データ・テック	SRPocketⅡ	M623		
	SRDigitacho	M603(M603DR)	自TDⅡ-11	ドラレコ(DVRmini+)とのセッ トはM603DRと表記
	SRVDigitacho	M610	自TDⅡ-27	
	SRVDigitacho N	M612	自TDⅡ-37	
	SRConnect	M619	自TDⅡ-54	

※ = デジタコ・ドラレコ型体の助成対象機器

※解析ソフト、カードリーダーなどの事務所用機器については対象外とする。

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ型式 指定番号	備考
データ・テック	SRDLite	M622	自TDⅡ-92	
	SRDLite(ドラレコ通信型)	M622-DR01	自TDⅡ-92	
データロン	車載端末機	TMS-1		
デンソー	ドライビングパートナー	DDD-100	自TDⅡ-18	
		DDD-100-DR	自TDⅡ-18	
	DN-magic MINI	261799-0040	自TDⅡ-62	※スマホ連携必須
	DN-magic PREMIUM	FV71D1WD	自TDⅡ-53	
	DN-magic PREMIUM/D	FV71D1WDD	自TDⅡ-53	
デンソーテン	OBVIOUSレコーダー	DRD-4020(E)	自TDⅡ-36	専用ソフト 「エコ安全運転支援ソフト」使用 時に対応
		DRD-4020(E)-DR	自TDⅡ-36	
		DRU-5010(E)		
		DRD-5020(E)	自TDⅡ-64	
	G500Lite	DRU-T500		DCM-T500、ICR-T500をあ わせて購入していることを 確認
トランストロン	機器メーカー名: 富士通(トランストロン製)の欄をご覧ください。			
トワード	TRU-SAM	TK1512-12		
ナブアシスト	スマートデジタコ DTS-E1	FV710E1A	自TDⅡ-62	※スマホ連携必須 R1.8月追加
日米電子	車載端末機	D-NASⅢ		
		D-NASⅣ	自TDⅡ-59	
日本低炭素開発	EcoDriveManager	EDM-01		
パイオニア販売	B・PROカーナビ(オンダッシュ)	AVIC-BX500Ⅱ-VA1		
		AVIC-BX500Ⅱ-VA2V		
	B・PROカーナビ(メインユニットタイプ)	AVIC-BZ500Ⅱ-VA1		
		AVIC-BZ500Ⅱ-VA2V		
	業務用カーナビゲーション	AVIC-BX500-3-VA**		
		AVIC-BZ500-3-VA**		
日野自動車	ドライブマスター			
富士ソフト	VADI	FSDT-01	自TD-108	
富士通	デジタコ本体	FV5501A1	自TD-9	MBC2002
		FV5501B1		
		FV5511A2	自TD-13	MBCD/communications
		FV5511B2		
		FV5601A1	自TD-14	MBCD/basic
		FV5601B1		
		FV5602A1	自TDⅡ-2	MBCD/basicⅡ
		FV5602B1		
		FV5512A2	自TDⅡ-3	MBCD/communicationsⅡ
		FV5512B2		
		FV7100C1	自TDⅡ-21	DTS-C1
		FV7100C1M	自TDⅡ-23	DTS-C1M
		FV7100C1X	自TDⅡ-24	DTS-C1X
		FV710C1A	自TDⅡ-35	DTS-C1A

※ = デジタコ・ドラレコ体型の助成対象機器

※解析ソフト、カードリーダーなどの事務所用機器については対象外とする。

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ型式 指定番号	備考
富士通	デジタコ本体	FV710C1MA	自TDⅡ-35	DTS-C1MA
		FV710C1XA		DTS-C1XA
		FV710C1W		DTS-C1W
		TV7000A1	自TDⅡ-8	DTS-A1
		TV7000A1G		DTS-A1G
		FV710D1A	自TDⅡ-53	DTS-D1A
		FV710D1M		DTS-D1M
		FV710F1A	自TDⅡ-78	DTS-F1A
	ドラレコ内蔵	FV7100C1D	自TDⅡ-21	DTS-C1D
		FV7100C1MD	自TDⅡ-23	DTS-C1MD
		FV7100C1XD	自TDⅡ-24	DTS-C1XD
		FV710C1DA	自TDⅡ-35	DTS-C1DA
		FV710C1MDA		DTS-C1MDA
		FV710C1XDA		DTS-C1XDA
		FV710C1DW		DTS-C1DW
		FV710D1D	自TDⅡ-53	DTS-D1D
		FV710D1MD		DTS-D1MD
	モバイルトレーサー	FV7100B1		DTS-B1
		FV7100B1M		DTS-B1M
		FV7100B1F		DTS-B1F
富士通 (トランストロン 製)	DTS-D2A	FV710D2A	自TDⅡ-91	メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通 R3.2月仕様変更
	DTS-D2D	FV710D2D	自TDⅡ-90	メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通 R2.5月仕様変更 R3.2月仕様変更
	DTS-D2X	FV710D2X	自TDⅡ-90	メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通 R1.8月追加、 R2.5月仕様変更 R3.2月仕様変更
	DTS-D1WD	FV710D1WD	自TDⅡ-53	メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通 R3.2月仕様変更
	DTS-D1WDS	FV710D1WDS	自TDⅡ-53	メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通 R3.2月仕様変更
	DTS-G1D	FV710G1D	自TDⅡ-94	メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通 R3.1月追加 R3.2月仕様変更
堀場製作所	デジタコ本体	HIT-802G	自TDⅡ-13	
		HIT-802GA		
		HIT-1100	自TDⅡ-17	
		HIT-1100Y		
	ドライブレコーダー機能付 デジタルタコグラフ	DRT-7100	自TDⅡ-34	※別途システム使用料 又は専用ソフト要
		DRT-7100A		※別途通信契約要
		DRT-7100F		

※ = デジタコ・ドラレコ体型の助成対象機器

※解析ソフト、カードリーダーなどの事務所用機器については対象外とする。

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ型式 指定番号	備考
堀場製作所	デジタコ本体	DRT-7500	自TDⅡ-34	※別途システム使用料 又は専用ソフト要
		DRT-7500A		※別途通信契約要
		DRT-7500F		※別途通信契約要
三菱ふそう トラック・バス	エコフリートPRO	QZ064660A (QZ064680A)	自TDⅡ-10	
ミヤマ	ナビゲーションユニット	MHS-03DT	自TDⅡ-12	
メルモ	i-Tacho	IT-1000	自TDⅡ-40	「法定三要素解析ソフト」単 独使用、「運行管理支援シ ステム」併用どちらでも可
モバイルリンク	C-805M	SC800MS	自TDⅡ-72	
矢崎エナジー システム	デジタコ本体	DTG3	自TDⅡ-5	
		DTG3 α	自TDⅡ-33	
		DTG4	自TDⅡ-9	
		YAZAC-eye3T	自TDⅡ-25	
		YAZAC-eye3TLDW		
		DTG5	自TDⅡ-33	
		DTG7	自TDⅡ-58	
		DTG7C	自TDⅡ-58	
UDトラックス	デジタコ本体	NDT-200	自TDⅡ-26	
ワーテックス	スマートデジタコ	XDT-1	自TDⅡ-52	

※ = デジタコ・ドラレコ一体型の助成対象機器

※解析ソフト、カードリーダーなどの事務所用機器については対象外とする。

EMS 機器導入促進助成金実績報告書（兼）請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者
住所
名称又は事業所名
代表者名
電話番号
担当者名

印

EMS 機器導入促進助成金交付要綱第 4 条に基づき、EMS 機器導入促進助成金の交付について、下記の通り請求します。

請求額 円

1. 内訳
① EMS 機器導入台数 台

2. 添付資料
- ① EMS 機器導入内訳書（様式 2）
 - ② 領収書（写）又はリース契約書（写）
 - ③ 装着した車両の自動車検査証（写）
 - ④ 国の補助金交付申請を行わない旨の誓約書

3. 振込先銀行口座	銀行名	
	支店名	
	預金	普通預金 ・ 当座預金
	口座番号	
	口座名義	フリガナ

（注）沖ト協に提出してください。

EMS機器導入内訳書

請求月日 令和 年 月 日

事業者名

整理 番号	支店 営業所名	導入機器		台数 (台)	助成金額		導入価格 (消費税は除く)	装着日
		メーカー名	機器名・型式		全協	沖ト協		
								令和 年 月 日
								令和 年 月 日
								令和 年 月 日
								令和 年 月 日
								令和 年 月 日
								令和 年 月 日
記入例	本社	●●●●●	●●●●●●●●●●	1		10,000	10,000	令和〇年 〇月 〇日
		合 計						

※導入価格には機械本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとする。なお取付工賃や消費税は導入価格には含まない。

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

住所
名称又は事業所名
代表者名
電話番号
担当者名

⑩

誓 約 書

弊社は、下記機器の導入に対して国の補助金交付申請を行わない（行っていない）ことを、ここにお誓いいたします。

記

1. 機器名

2. 導入台数 : _____ 台

3. 装着車両（登録番号を記載する。）

①		⑥		⑪		⑬	
②		⑦		⑫		⑭	
③		⑧		⑬		⑮	
④		⑨		⑭		⑯	
⑤		⑩		⑮		⑰	

4. 導入年月日：令和 年 月 日

環境対応車導入促進助成金(沖ト協単独)交付要綱

平成30年4月25日制定
令和3年4月28日一部改正
(公社)沖縄県トラック協会

(目的)

この要綱は、自動車から排出される窒素酸化物(NO_x)及び微粒子物質(PM)の低減を図るため、国が定めるポスト新長期規制又は平成28年排出ガス規制に適合する事業用貨物自動車(以下「ポスト新長期等適合車」という。)の導入に対する助成金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

ただし、当協会が実施する近代化基金に係る融資の推薦を受けて導入した車両については、助成金の交付は行わないものとする。

1、対象車両

令和3年度(令和3年4月1日から令和4年1月31日まで登録を完了すること)に購入、割賦購入又はリースにより導入するポスト新長期等適合車とする。

2、助成金額

1事業者に助成する交付額は、以下のとおりとし、3台分を上限とする。

車両総重量8トン未満 25,000円/1台

車両総重量8トン以上 50,000円/1台

3、申請受付期間

令和3年4月1日から令和4年1月31日までとする

4、交付申請

運送事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、環境対応車導入促進助成金交付申請書(沖ト協単独)によって、沖ト協に交付請求を行うものとする。

助成金の交付申請受付は申請順とし、予算額に達した場合は受付を締め切る。

5、財産の処分の制限

運送事業者は、助成対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。但し、あらかじめ沖ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(附則)(平成31年4月23日)

1、本要綱は平成31年4月1日から適用する。

(附則)(令和3年4月28日)

1、本要綱は令和3年4月1日から適用する。

令和 年 月 日

環境対応車導入促進助成金（沖ト協単独）
（助成金交付請求書）

公益社団法人 沖縄県トラック協会
会 長 佐 次 田 朗 殿

申請者

住 所

事業者名

代表者名

印

電話番号

担当者名

令和3年度環境対応車導入促進助成金（沖ト協単独）の交付について、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 ： 円

2. 添付資料

①自動車検査証（写）

②領収書等の写し

3. 振込先銀行口座：銀行名 銀行・信用金庫

支店名 ：

預 金 ： 普通・当座

口座番号：

ふりがな

口座名義：

アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付要綱

平成12年8月4日 制 定

平成30年3月20日 最終改正

公益社団法人 全日本トラック協会

(事業趣旨)

第1条 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、アイドリングストップの励行を支援するため、アイドリングストップ支援機器（以下「機器」という。）の導入助成事業を実施する都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）を通じて地方ト協会員事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(助成対象機器)

第2条 助成の対象とする機器は、トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器で、次に掲げるものとする。

- (1) エアヒーター
- (2) 車載バッテリー式冷房装置

(助成額)

第3条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに導入した第2条に定める機器に対し、別に定める額を交付する。ただし、国からの補助金が交付された機器に対しては全ト協の助成金を交付しない。

2 地方ト協への交付限度額は別に定める。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 地方ト協は、機器装着が完了したことを確認したときは、別に定める期日までに、別に定める実績報告書（以下、「実績報告書」という。）を提出のうえ、全ト協会長に対して助成金の請求を行うものとする。

(助成金の交付)

第5条 全ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその報告内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、地方ト協に対して助成金を交付する。

2 地方ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

(助成金の返還)

第6条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(事業者への助成額)

第7条 削 除 (平成30年3月20日)

(機器の処分制限)

第8条 事業者は、交付対象となった機器が装着の日から起算して6年を経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ地方ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2 地方ト協は、前項による処分が行われたときは、全ト協へ報告しなければならない。

(導入効果等の報告)

第9条 削 除 (平成27年3月20日)

(管理台帳)

第10条 地方ト協は助成金の交付に係る管理台帳を作成し、全ト協から閲覧を求められたときは、これを提出しなければならない。

(実施要綱の提出)

第11条 削 除 (平成29年3月23日)

(附則) (平成12年8月4日)

第1条 本要綱は平成12年8月4日より施行する。

(附則) (平成13年7月17日)

第1条 本要綱は平成13年7月17日より施行する。

(附則) (平成14年5月13日)

第1条 本要綱は平成14年5月13日より施行する。

令和3年度アイドリングストップ支援機器導入促進助成事業 実 施 要 領

公益社団法人 全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

地球温暖化防止対策のためのCO₂を始めとする温室効果ガスの削減及び省エネルギー対策の一環としてアイドリングストップ励行を支援するため、アイドリングストップ支援機器の普及を図る。

2. 予算額

50百万円

3. 助成対象機器

助成対象とする機器等は、トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器で、次に掲げるものとする。

- (1) エアヒータ
- (2) 車載バッテリー式冷房装置

4. 助成額

- (1) 全ト協助成額

車両1台につき対象装置ごとに機器の取得価格の1/2（上限6万円）

- (2) 都道府県ト協助成額 別途地方協会が定める。

※ただし、国からの補助金が交付された装置に対しては、全ト協の助成金を交付しない。

5. 各都道府県ト協への助成金交付限度額

交付要綱第3条第2項に定める交付限度額は、別添1「令和3年度アイドリングストップ支援機器導入促進助成事業協会別交付限度額」とする。

6. 実施期間

本助成事業の実施期間は、令和3年4月1日～各都道府県トラック協会が定める日までとする。

7. 留意事項

- (1) 助成対象機器について（交付要綱第2条関係）

別紙「アイドリングストップ支援機器一覧」に記載のある装置を助成対象とする。対象装置の追加・変更・廃止等が生じた場合は、全ト協で取りまとめた上で各都道府県トラック協会に連絡する。

(2) 導入方法について（交付要綱第3条関係）

買い取り（一括、割賦）、リースいずれについても会員事業者が、令和3年度に事業用貨物自動車用に新たに導入した機器（中古品・レンタル品を除く）について助成対象とする。なお、リースの場合であっても助成金については、各協会へ交付する。

(3) 助成額について（交付要綱第3条関係）

全ト協の助成は機器の取得価格の1/2以内の額（上限6万円）とする。なお、取得価格に消費税は含まない。取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとする。取付工賃や消費税は取得価格には含まない。

また、装置の取得価格が車両全体の価格に含まれていて不明な場合は、本助成事業のために申請事業者より当該装置搭載車両の販売会社へ、装置取得価格のわかる書類の発行を依頼するよう求めること。

(4) アイドリングストップ支援機器装着の確認について（交付要綱第3条関係）

各都道府県トラック協会においては、アイドリングストップ支援機器を装着したことが確認できる書面、当該機器のみの領収証などを取得すること。

(5) 実績報告書の提出について（交付要綱第4条関係）

交付要綱第4条の別に定める期日は毎月末日までとする。また、別に定める実績報告書は、様式1の「アイドリングストップ支援機器導入促進助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）とする。

各都道府県トラック協会は、事業者から受け付けた申請について、可能な限り当月中に全ト協に対して実績報告書を提出するものとする。

なお、別途、「アイドリングストップ支援機器導入内訳書」（様式1-2）を全ト協担当者あてにメールで送付すること。この場合、確認書類の添付は求めないが、各都道府県トラック協会においては領収証、リース契約書、割賦販売契約書など導入したことが確認できる書類を取得しておくこと。

なお、年度末の提出期限は、別途連絡するものとする。

(6) 助成金の請求及び交付について（交付要綱第4条及び第5条関係）

交付要綱第4条に定める期日は、毎月末日までとし、交付要綱第5条に定める助成金の交付は、実績報告書に基づき行うこととする。また、毎月末日までに到着したものについては、翌月末日の支払いとする（土日祝日にあたる場合は、その後の平日）。

以 上

アイドリングストップ支援機器一覧

令和3年4月1日現在

◎エアヒーター

メーカー名	機器名・型式
ベバストサーモアンド コンフォートジャパン	エアヒーター AT2000ST
	ベバストヒーター AT2000STC
エバスペヒヤー ミクニ	エアトロニック D2
クロコアートファクトリー	BRANOエアヒーター ATESO ALFA D2

◎車載バッテリー式冷房装置

メーカー名	機器名・型式
太陽工業	エアースタイル
ベバストサーモアンド コンフォートジャパン	パーキングクーラー フレスコ3000
	ベバストクーラー Cool Split20 Top/Back
アイ・シー・エル	ISC-1800W i-cool+ (アイクール プラス)
	i-Cool mini (アイクール ミニ)
	i-Cool Hi (アイクール ハイ) ISC-2200W
エバスペヒヤー ミクニ	クールトロニック 9457001
	クールトロニック 9457321
	クールトロニック 9457322
	クールトロニック 9457323
ホワイトハウス	クールトロニック

血圧計導入促進助成金交付要綱

平成30年3月14日 制 定
公益社団法人 全日本トラック協会

(事業趣旨)

第1条 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、血圧計の普及を図るため、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計（以下「機器」という。）の導入助成事業を実施する都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）を通じて地方ト協会員事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(助成対象機器)

第2条 助成対象とする機器は、管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）とし、助成対象機器としての適否の判断基準は、全ト協が別に定める基準を満たす機器とする。

(助成額)

第3条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに機器を導入した場合、別に定める額を交付する。ただし、国から補助金が交付された機器に対しては、全ト協の助成金を交付しない。

2 地方ト協への交付限度額は別に定める。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 地方ト協は、事業者の血圧計導入事業が完了したときは、別に定める期日までに、別に定める実績報告書（以下、「実績報告書」という。）を提出のうえ、全ト協会長に対して助成金の請求を行うものとする。

(助成金交付)

第5条 全ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその報告内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、地方ト協に対して助成金を交付する。

2 地方ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

(助成金の返還)

第6条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(機器の処分制限)

第7条 事業者は、交付対象となった機器導入の日から起算して6年を経過するまでは、譲渡、廃棄、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ地方ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2 地方ト協は、前項による処分が行われたときは、全ト協へ報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成30年3月14日)

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

令和3年度 血圧計導入促進助成事業 実施要領

公益社団法人 全日本トラック協会

1. 助成事業の趣旨

過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定を推進し、高機能な血圧計の普及を図る。

2. 予算額

1億円 2,000台

3. 助成対象者

各都道府県トラック協会の会員事業者で、中小企業者を対象とする。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

4. 助成対象血圧計

助成対象とする血圧計は、交付要綱第2条の基準に適合する全自動血圧計（業務用）とする。

5. 助成額

(1) 全ト協助成額 血圧計の取得価格の1/2・上限5万円

(2) 都道府県ト協助成額 別途都道府県トラック協会が定める。

6. 各都道府県ト協への助成金交付限度額

交付要綱第3条第2項の交付限度額は、別添1「令和3年度健康関係助成事業協会別交付限度額」のとおりとする。

なお、都道府県トラック協会毎に定める「助成総額限度額」を超えない範囲内においては他の健康関係助成事業（、「SASスクリーニング検査助成制度」）内での助成金の流用を可能とする。

7. 実施期間

本助成事業の実施期間は、令和3年4月1日～各都道府県トラック協会が定める日までとする。

8. 留意事項

(1) 助成対象機器について（交付要綱第2条関係）

メーカーからの申請を受け、全ト協が認めた機器を助成対象とする。

なお、全ト協は助成対象機器について、毎年度「血圧計導入促進助成事業対象機器一覧」（別添2）に取りまとめるうえ、各都道府県トラック協会に連絡するものとする。また、今後対象機器の追加、変更、廃止等を各都道府県トラック協会に連絡することとする。

(2) 導入方法について（交付要綱第3条関係）

買取り（一括・割賦）にて会員事業者が、令和3年度の実施期間内に事業所に新たに設置した血圧計（中古品及び、リース導入を除く）について助成対象とする。

(3) 助成額について（交付要綱第3条関係）

血圧計1台につき取得価格の1/2（上限5万円）とする。

なお、取得価格に消費税は含まない。

また、取得価格は、血圧計本体価格であり、プリンタ用紙などのオプション品や、連携ソフトの価格は含まない。

(4) 国の補助金との併用について（交付要綱第3条関係）

国や他の団体等から補助金が交付された場合は、全ト協から助成金は交付しない。

(5) 血圧計の導入確認について

各都道府県トラック協会においては、血圧計を導入したことが確認できる領収書などを取得すること。

(6) 実績報告書の提出について（交付要綱第4条関係）

交付要綱第4条の別に定める期日は毎月末日までとする。また、別に定める実績報告書は、様式1「血圧計導入促進助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）とする。

各都道府県トラック協会は、事業者から受け付けた申請について、可能な限り当月中に全ト協に対して実績報告書を提出するものとする。

なお、別途、血圧計導入内訳書（様式1の2）を全ト協担当者宛にメールで送付すること。この際、中小企業者であることが確認できる書類（事業報告書の直近の事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページ）及び領収書等、確認書類の提出は不要としますが、各協会においては取得すること。

年度末の提出期限は、別途連絡することとする。

(7) 助成金の交付について（交付要綱第5条関係）

交付要綱第5条に定める助成金の交付は、前号の実績報告書（助成金交付請求書）に基づき、原則として、翌月末日支払うこととする（土日祝日にあたる場合は、その後の平日）。

以上

血圧計導入促進助成対象機器一覧

令和3年4月1日現在

メーカー名(50音順)	機 器 名 称	型 式
(株)エー・アンド・デイ	全自動血圧計 診之助 S l i m	T M 2 6 5 7 P - J C
		T M 2 6 5 7 V P - J C
オムロンヘルスケア(株)	自動血圧計 健太郎	H B P - 9 0 2 0 - J P
		H B P - 9 0 2 1 - J P
		H B P - 9 0 2 0
		H B P - 9 0 2 1
		H B P - 9 0 3 0
		H B P - 9 0 3 1 C
		H B P - 9 0 3 5
		H B P - 9 0 3 6 C
キヤノンマーケティングジャパン(株)	全自動血圧計	U D E X - i T y p e Ⅱ
		U D E X - i 2 T y p e Ⅱ
(株)スズケン	全自動血圧計	A C 0 5 P
(株)タニタ	全自動血圧計	B P - 9 0 0
		B P - 9 1 0

団体の名称

日本貨物運送協同組合連合会（略称:日貨協連）

所在地

東京都新宿区四谷三丁目2番5 全日本トラック総合会館9階

業務用血圧計購入申込みについて

（掲載日：2021年04月12日）

業務用血圧計購入申込みについて

**運転者の健康管理に
業務用血圧計の活用をおすすめします。**



※2021年4月12日更新

一部製品については価格見直しを行いました。

(<http://www.nikka-net.or.jp/information/?id=289>)※販売価格は日貨協連会員等の特別価格となります。

また、今後予告なく販売価格を変更する場合がございます。

貨物自動車運送事業法の改正（平成28年12月16日公布）に伴い、事業者は必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならないとされています。

また脳血管疾患対策ガイドライン（平成30年2月23日、国土交通省策定）では、事業者や運行管理者が運転者の健康状態や疾病につながる生活習慣を適切に把握し管理するとともに、脳健診を積極的に受診させることにより、疾病の早期発見が重要になると示されています。

※平成30年7月1日より行政処分の強化が施行されました。

運転者が健康で安全に業務ができる 職場環境にしましょう

脳血管疾患の主な初期症状

運転者にこのような症状が見られたら、すぐに専門医療機関で受診させるようにしましょう。

意識の異常

- ・意識がもうろうとする
- ・反応が鈍い

目の異常

- ・片方の目が見えない
- ・視野が半分になる
- ・ものが二重に見える



めまい・頭痛

(吐き気や嘔吐を伴うことがある)

言葉の異常

- ・ろれつが回らない
- ・言いたいことをうまく言えない

手足の異常

- ・体の半分が…
- ・うまく動かない
- ・麻痺、しびれ
- ・いつもと違う感覚

(国土交通省脳血管疾患対策ガイドラインより抜粋)

日貨協連では、2018年6月25日より業務用全自動血圧計の販売受付を開始いたしました。

当会で取扱う血圧計は、特定保守管理医療機器であり、家電量販店等では販売されていません。

全ての機種が全日本トラック協会が実施する助成事業の対象製品となります。

なお、(株)エー・アンド・デイ社製品の「PC接続キット セット」について、助成事業の対象になるのは全自動血圧計本体のみとなりますのでご注意ください。

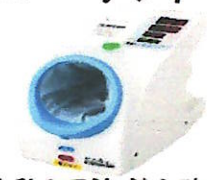
「PC接続キット」については、こちら(メーカーホームページ)をご参照ください。

(<https://www.aandd.co.jp/software/me/bp-collect/bp-collect.html>)

また、以下に示す価格は助成金を含んでおりません。

当会が取扱う業務用血圧計の付属品(各社専用の記録紙・イス等)についても、割引価格にてご案内しております。(取扱品・価格等については、以下「付属品申込フォーム・申込書(pdf)」をご参照ください。)

・取扱機種および価格 2021年4月12日現在

オムロンヘルスケア(株)  自動血圧計 健太郎 HBP-9030 販売価格99,880円 HBP-9031C 販売価格198,000円	(株)エー・アンド・デイ  全自動血圧計 診之助 Slim TM2657P-JC (音声なし) 販売価格93,500円 PC接続キット セット 販売価格115,500円 TM2657VP-JC (音声あり) 販売価格104,500円 PC接続キット セット 販売価格126,500円
キャノンライフケアソリューションズ株  全自動血圧計 UDEX-i2 Type-II 販売価格132,000円	※表示価格は税込み・送料込み (一部離島を除く) ※各指定機種の補充用記録紙、専用紙・椅子等は、日貨協連ホームページにて別途ご案内しています。

(/data/filemanager/browser/20210412血圧計一覧(価格改定後) pdf(1).pdf)

・業務用血圧計・取扱製品一覧表(pdf)・2021年4月12日現在

令和 年 月 日

**血圧計導入促進助成事業実績報告書
(助成金交付請求書)**

公益社団法人 沖縄県トラック協会

会 長 佐 次 田 朗 殿

申請者

住 所

事業者名

代表者名

印

電話番号

担当者名

血圧計導入促進助成金交付要綱第4条に関連し、助成金の支払いについて、
下記のとおり請求します。

記

1. 導入台数 _____ 台

2. 請求金額 _____ 円

3. 添付資料

①血圧計導入内訳書

②領収書等の写し

③事業報告書の直近の事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページ

4. 振込先銀行口座 銀行名 :

支店名 :

預 金 :

口座番号 :

口座名義 :

令和3年度血圧計導入内訳書

令和 年 月 日

事業者名:

整理 番号	事業者名	支店・営業所名	メーカー・機種名	取得価格(円) ※消費税抜き	助成額(円)		購入年月
					全ト協	地方ト協	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

インターンシップ導入促進支援事業助成金交付要綱

令和3年4月1日制定
公益社団法人 全日本トラック協会

(事業の趣旨)

第1条 この要綱は、全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が、少子高齢化に対応し、学生による職場体験（以下「インターンシップ」という。）の受入れを実施する都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）会員事業者（以下「事業者」という。）に助成金を交付し、もって業界における人材確保対策の促進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 地方ト協事業者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）であるものとする。

(助成対象事業等)

第3条 助成金の交付対象となる事業は、地方ト協事業者が全ト協の開設したインターンシップ登録サイトに必要事項を登録した後、高等学校以上の教育機関からインターンシップを受入れた場合に次の要件に適合するものにあつては、その受入れに対して助成する。ただし、地方ト協ごとの1事業者あたりの申請は1回に限る。

- (1) インターンシップ受入れ期間が3日間以上であること。
- (2) トラック運送事業の理解を深めることを目的としたインターンシッププログラムであり次の内容を含むものであること。
 - ① 点呼や日常点検等安全運行に向けた取組みの見学等。
 - ② 乗務体験(学校側からの要請もしくは社内規定で乗務体験を含まない場合を除く。)

(助成金の交付予算額)

第4条 助成金の交付予算額は、15,000,000円とする。

(助成金額)

第5条 交付する助成金は、受入れ人数にかかわらず以下の通りとする。但し、受入れ期間は同一学生に対する受入れ期間とする。

- | | | |
|-------------------|-------|------|
| (1) インターンシップ受入れ期間 | 3日間 | 9万円 |
| (2) インターンシップ受入れ期間 | 4日間 | 11万円 |
| (3) インターンシップ受入れ期間 | 5日間以上 | 13万円 |

(協調助成)

第6条 地方ト協における協調助成の有無は、任意とする。

(助成金の交付請求)

第7条 事業者は、本助成金の交付を受けようとするときは、第10条第2項に定める期日までに「インターンシップ受入れ実施結果報告書」(様式1の2)を添付して、「インターンシップ導入促進支援事業実績報告書(助成金交付請求書)」(様式1)を地方ト協に提出しなければならない。

- 2 地方ト協は、事業者から前項の申請書の提出があった場合には、第10条第3項に定める期日までに(様式1)及び(様式1の2)を添付して、「インターンシップ導入促進支援事業実績報告書(助成金交付請求書)」(様式2)を全ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 全ト協は、前条に基づき助成金の交付申請があったときは、速やかに審査し、第2条並びに第3条に適合すると認めたときは、地方ト協に対して助成金を交付する。

- 2 地方ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。
- 3 なお、第4条に定める予算額が満額に達した場合には、助成金の交付を終了する。

(助成金の返還)

第9条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(事業期間等)

第10条 助成対象事業は、令和3年4月1日～令和4年2月28日までに実施した事業とする。

- 2 事業者は第7条第1項にて定める「インターンシップ導入促進支援事業実績報告書(助成金交付請求書)」(様式1)を令和3年3月3日までに地方ト協へ提出するものとする。
- 3 地方ト協は、第7条第2項で定める「インターンシップ導入促進支援事業実績報告書(助成金交付請求書)」(様式2)を令和3年3月7日までに全ト協へ提出するものとする。
- 4 全ト協は、第8条第1項の助成金の交付を令和4年3月末日までに行うものとする。

(報告の義務等)

第 11 条 当該事業の実施に関し、全ト協が必要と認めた場合には地方ト協に対し報告等を求めることができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関して必要がある場合には全ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成 28 年 3 月 31 日)

第 1 条 本要綱は、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

(附則) (平成 29 年 3 月 23 日)

第 1 条 本要綱は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

(附則) (平成 30 年 3 月 14 日)

第 1 条 本要綱は、平成 30 年 4 月 1 日より適用する。

(附則) (平成 31 年 3 月 25 日)

第 1 条 本要綱は、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

(附則) (令和 2 年 3 月 11 日)

第 1 条 本要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より適用する。

(附則) (令和 3 年 4 月 1 日)

第 1 条 本要綱は、令和 3 年 4 月 1 日より適用する。

令和3年度インターンシップ導入促進支援事業 実施要領

令和3年4月1日
(公社)全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

少子高齢化に対応し、学生による職場体験（「インターンシップ」）の受入れを実施する都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）会員事業者（以下「事業者」という。）に助成金を交付し、もって業界における人材確保対策の促進を図る。

2. 助成対象者

地方ト協事業者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）であるものとする。

3. 予算額

1,500万円

4. 助成対象

会員事業者が、全ト協の開設したインターンシップ登録サイトに必要事項を登録した後、高等学校以上の教育機関からインターンシップを受入れた場合に次の要件に適合するものにあつては、その受入れに対して助成する。

ただし、地方ト協ごとの1事業者あたりの申請は1回に限る。

- (1) インターンシップ受入れ期間が3日間以上であること。
- (2) トラック運送事業の理解を深めることを目的としたインターンシッププログラムであり次の内容を含むものであること。
 - ①点呼や日常点検等安全運行に向けた取組みの見学等。
 - ②乗務体験（学校側からの要請もしくは社内規定で乗務体験を含まない場合を除く。）

5. 助成額

- | | | |
|-------------------|-------|------|
| (1) インターンシップ受入れ期間 | 3日間 | 9万円 |
| (2) インターンシップ受入れ期間 | 4日間 | 11万円 |
| (3) インターンシップ受入れ期間 | 5日間以上 | 13万円 |

※但し、上記受入れ期間は同一学生に対する受入れ期間とし、受入れ人数にかかわらず上記の助成額とする。

6. 事業の申請

事業者は、本助成金の交付を受けようとするときは、期日までに「インターンシップ導入促進支援事業実績報告書」を地方ト協に提出しなければならない。

7. 実施期間

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 助成対象事業実施期間 | 令和3年4月1日～令和4年2月28日 |
| (2) 地方ト協への実績報告書到着締切日 | 令和4年3月3日 |
| (3) 全ト協への実績報告書到着締切日 | 令和4年3月7日 |

8. 交付要綱

「インターンシップ導入促進支援事業助成金交付要綱」のとおり

以上

令和 年 月 日

(公社)沖縄県トラック協会
会 長 佐次田 朗 殿

申請者
代表者 ⑩
法人番号 _____

インターンシップ導入促進支援事業実績報告書 (助成金交付請求書)

インターンシップ導入促進支援事業助成金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり助成金を請求します。

記

1. 助成金交付請求額

金 _____ 円 (_____ 日間)

2. 振込先銀行口座

銀行名	:	銀行・信用金庫
支店名	:	
預 金	:	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	:	
口座名義	:	

3. 添付書類

インターンシップ受入れ実施結果報告書

①申請者→②都道府県トラック協会

(様式 1 の 2)

インターンシップ受入れ実施結果報告書

(1) 会社の概要

項 目	記入欄					
名 称						
所在地						
連絡先	TEL :	MAIL :				
ご担当者氏名						
事業内容						
資本金	円					
従業員数 (パート等含む)	男性	名	女性	名		
車両台数	大型	台	中型	台	小型	台
ドライバー数 ※ () は前年同時期	男性	名 (	名)	女性	名 (	名)
輸送品目						
輸送形態	長距離 中・近距離 市内配送	割 (宿泊を伴う運行) 割 (日帰り) 割				
インターンシップ 受入実績	平成 3 0 年度 令和 元 年度 令和 2 年度	男性	名	女性	名	
インターンシップ からの採用実績	令和元年度入社 令和2年度入社 令和3年度入社	男性	名	女性	名	
インターンシップ 受入実績教育機関 ※該当に○印	高等学校 ・ 専門学校 ・ 短期大学 ・ 大学 その他 ()					

(2) 研修プログラム内容

受入れ責任者：_____

令和 年 月 日 ～ 月 日 (日間)

A インターンシップ受入教育機関

学校名	
人 数	男性 名 女性 名

B. 研修プログラム ※具体的にご記入ください(別紙使用可)

月 日 ()

時間	内容	場所	指導担当者

月 日 ()

時間	内容	場所	指導担当者

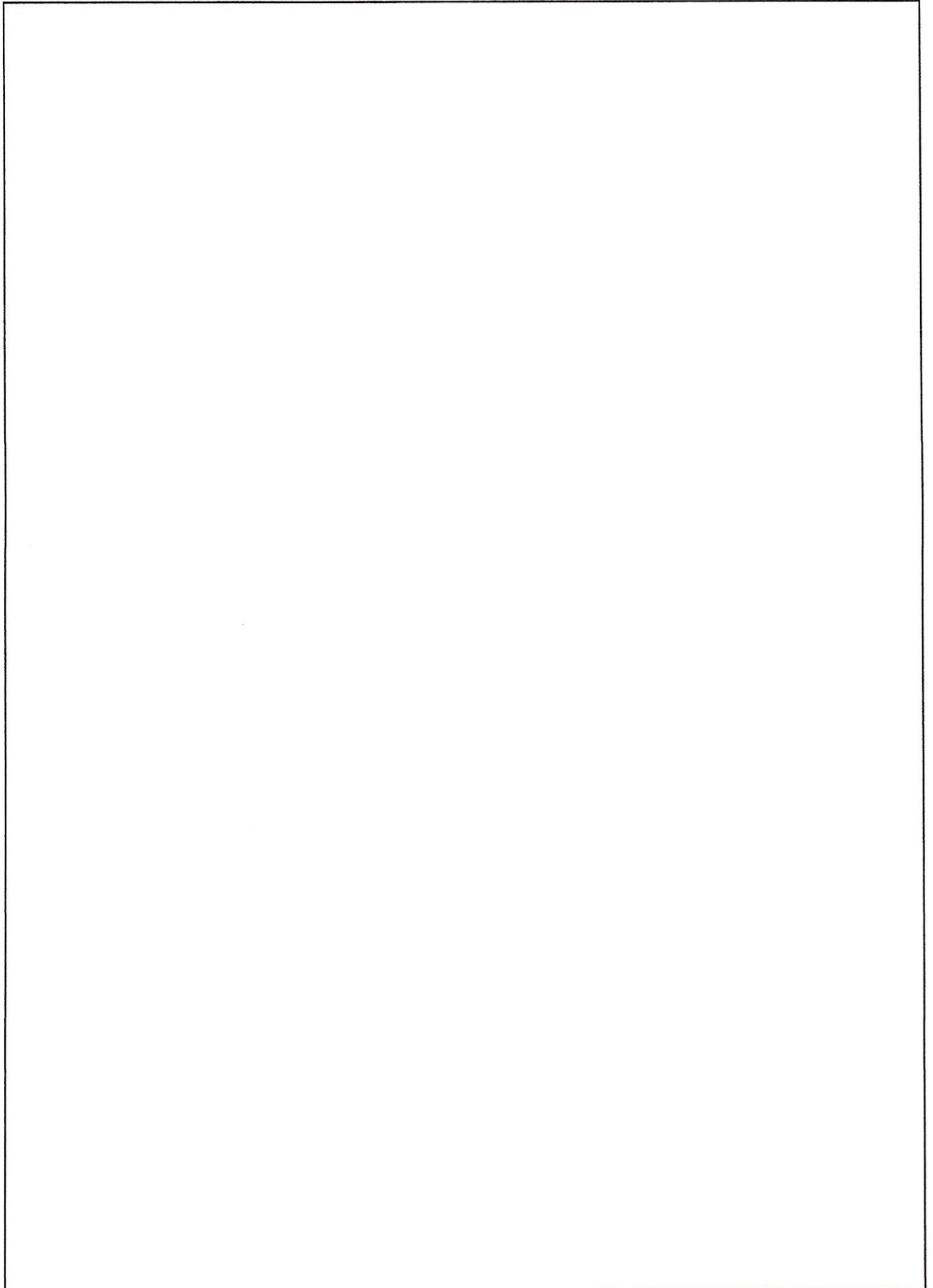
月 日 ()

時間	内容	場所	指導担当者

※受入れ期間4日以上の場合は、本紙をコピーしてお使い下さい。

(3) 受入れ状況（写真添付（カラー））

※日にちごとに全体の流れが分かるように添付すること

A large empty rectangular box with a thin black border, intended for attaching color photographs of the reception status.

- (4) 高等学校等の教育機関からのインターンシップ受入依頼文書などの
受入状況が分かる書類（写し添付）